

宇部市制施行100周年記念のぼり旗等の使用取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宇部市制施行100周年記念のぼり旗等（以下「のぼり旗等」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、令和3年に迎える市制施行100周年を広くPRするとともに、盛り上がりの機運の醸成を図ることを目的とする。

（使用の申請）

第2条 のぼり旗等を使用する者は、宇部市制施行100周年記念のぼり旗等使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を宇部市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請書は、使用日の3か月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可）

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場
合を除き、のぼり旗等の使用を許可する。

- (1) 宇部市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) のぼり旗等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がのぼり旗等の使用について不相当であると認めるとき。

2 前項の許可は、宇部市制施行100周年記念のぼり旗等使用許可書（第2号様式）をもって行う。

（使用期間）

第4条 のぼり旗等の使用期間は、貸出日から返却日までの期間を通算して7日間以内とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

（使用料）

第5条 のぼり旗等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 第3条の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用許可の取消し）

第7条 使用許可を受けた者が、前条の各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合において、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

（原状復帰）

第8条 のぼり旗等を汚損したときは、使用許可を受けた者の責任により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、のぼり旗等の補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

（市長の責任）

第9条 のぼり旗等の使用により、使用許可を受けた者が被った損害については、市長は一切その責を負わない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、のぼり旗等の使用の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

宇部市長

（申請者）

住 所

名 称

代 表 者

電話番号 ()

担 当 者

宇部市制施行100周年記念のぼり旗等使用申請書

下記のとおり、宇部市制施行100周年記念のぼり旗等を使用したいので申請します。

記

1 使用用途 _____

2 使用物及び数量（使用希望のものに☑をつけてください。）

のぼり旗： 本（10本まで）【台付き・台なし】

※他の使用等により、貸出し可能数量が変わる場合があります。

ターポリン：1枚

※ターポリンを設置する土台等の貸し出しはありません。

3 使用期間

貸出日： 年 月 日（ ）

返却日： 年 月 日（ ）

※貸出日から返却までの期間 は7日間以内とする。

※休日及び時間外の貸出し及び返却は不可とする。

4 設置場所 _____

5 添付書類 （あり・なし）

※企画書等あれば添付してください。

第2号様式（第3条関係）

宇第 号
年 月 日

宇部市制施行100周年記念のぼり旗等使用許可書

様

宇部市長

年 月 日付で申請のありました宇部市制施行100周年記念のぼり旗等の使用については、下記のとおり許可します。

記

1 使用者

2 許可番号 第 号

3 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

※使用取扱要綱を遵守の上、丁寧にお取扱いください。